

再意見書

平成 23 年 3 月 4 日

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 105-7304
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) びーびーかぶしがいしゃ
氏 名 ソフトバンクBB株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7316
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏 名 ソフトバンクテレコム株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7317
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏 名 ソフトバンクモバイル株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第 4 条及び接続に関する議事手続規則第 2 条の規定により、
平成 23 年 1 月 25 日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

このたびは、「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更案に対する再意見の募集」に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。以下のとおり弊社共の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

再意見提出者 ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社

項目	意見提出者	該当部分	再意見
メタル回線 (ドライカッ パ)の接続 料算定方式 の見直しに ついて	株式会社 マイメディア	今後、更に、光という選択肢がある地域(主に都会地)においては益々メタル回線のユーザー離れが進んで行くと思われま。このような流れの中で、現在の実際費用算定方式を継続して行く事は、結果的に、都会地のメタル回線離れによるメタル単価の上昇分を、代替え手段が存在しない地方のユーザーや電気通信事業者が負担して行く事となり、早急な見直しが必要であると考えます。 先ずは、その為の検討の場を設定して頂く事を切にお願いいたします。	株式会社マイメディア殿、更生会社株式会社ウィルコム殿、KDDI株式会社(以下、「KDDI」という。)殿、イー・アクセス株式会社(以下、「イー・アクセス」という。)殿、イー・モバイル株式会社(以下、「イー・モバイル」という。)殿の意見に賛同します。メタルから光へのマイグレーションが進む中でドライカッパ等のレガシー系サービスの接続料は上昇することが想定され、ユーザ料金の値上げや競争事業者の撤退が生じると国民利便を損ねることとなるため、現行の算定方法の抜本的な見直しを図るための検討の場の設定を早期に行うべきと考えます。 また、算定方法の見直しを行うために東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿(以下、併せて「NTT 東西殿」という。)は、接続事業者の要望する情報を速やかに開示するべきです。 具体的には下記の項目等について情報開示を要望します。 ①市内線路保全費等の費用帰属に使用したデータ「総芯線

項目	意見提出者	該当部分	再意見
	更生会社株式会社 会社ウィルコム	<p>アナログ電話サービスやDSLなどレガシー系サービスは、利用が減少しつつあるものの、多数のお客様が利用する重要な通信インフラであり、安易に値上げされるべきではありません。このため、今後の構造変化を踏まえた長期展望に基づき、下記の点について検討を行う場が必要であると考えております。</p> <p>【検討のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ メタル回線のコスト削減施策 ・ 光サービスとの共用設備コストの負担方法 ・ 移行期における原価算定の方法 など 	<p>長」「架空ケーブル長」「管路ケーブル長」</p> <p>②メタル回線設備等の利用年数</p> <p>③NTT 再編移行時から現在までのメタル設備量</p> <p>④GC 局毎の芯線数と芯線長</p> <p>⑤メタル回線のき線点上部と下部の各利用率</p>
	KDDI株式会社	<p>今回申請された実際費用方式に係る接続料は、需要の減少に応じたコスト削減がなされていないことを主たる要因として、全体的に上昇しており、平成24年度以降においても更なる上昇が想定されます。今後も現行制度のまま接続料の算定を続けた場合、国民利便の確保や市場の活性化に多大な影響を与える懸念があることから、レガシー系サービスに係る接続料については、算定方法を抜本的に見直す必要があると考えます。また、接続料の算定方法見直しにあたっては、レガシー系サービスをいつまで維持し、その後どのように扱っていくのか、その計画をNTT東・西は速やかに開示すべきです。</p> <p>現状のレガシー系サービスの利用実態を的確に把握</p>	

項目	意見提出者	該当部分	再意見
		<p>し、マイグレーションに伴う課題の最適な解決方法を国民全体で決定し、時間及びコストの面で最適化を図れるよう移行を進めていくことが、国民利益の最大化に向けて必要であると考えます。</p>	
	<p>KDDI株式会社</p>	<p>光への移行が進展する中、接続料は引き続き上昇することが想定され、ユーザー料金の値上げや競争事業者の撤退が生じれば、結果として国民利便を損ねることとなるため、現行の算定方法の抜本的な見直しを図るべきです。</p> <p>具体的には、総務省において、算定方法の見直しに向けた検討の場を立ち上げて頂く共に、NTT東・西に対して、接続料算定の見直しに資する情報の開示(例:メタルケーブル毎の芯線利用状況等)を求めるべきと考えます。</p> <p>また、実績原価方式では、接続事業者からは確実にコスト回収が可能であることから、NTT東・西において、需要減に応じたコスト削減のインセンティブが働く仕組</p>	

項目	意見提出者	該当部分	再意見
		<p>みを導入し、より一層のコスト削減を図るべきと考えます。</p>	
	<p>イー・アクセス株式会社 イー・モバイル株式会社</p>	<p>ドライカップ接続料金の接続料金算定における構造的な問題点としては、ドライカップ等のメタル回線への需要が低下しているにも係らず、現状の実際費用方式に基づく算定方法ではNTT東西殿にて接続事業者からのコスト回収が可能であるため、コスト効率化インセンティブが十分にNTT東西殿に働かないことにあると考えます。従って、ドライカップサービス利用者の利便性確保及び電気通信市場の公正競争環境の維持を図るためには、アクセス回線の移行期の市場環境等を踏まえた上で、現状の算定方式の抜本的な見直しの実施を検討して頂くことを要望します。</p> <p>具体的な見直し項目としては、NTT東西殿のコスト効率化インセンティブとして各年度におけるコスト削減目標を設定することや、接続事業者の利用に係る期待可能性が無い未利用芯線分コストを接続料コストから除外すること等が挙げられます。</p> <p>この算定方式の抜本的な見直しを行う際には、メタル回線から光回線への移行等の市場環境の変化を検証</p>	

項目	意見提出者	該当部分	再意見
		<p>する必要があり、NTT東西殿には必要な情報を開示頂いたうえ、総務省殿及び接続事業者等にて検証を実施することが必要と考えます。</p> <p>(開示が必要な項目例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① メタル回線の区間毎の稼働率の進捗 ② メタル回線における新規投資の状況 ③ 需要減に応じたコスト削減の進捗 ④ メタル回線と光回線の施設保全費等コスト配賦 ⑤ 接続事業者の協力が必要なコスト削減施策の費用対効果 	

項目	意見提出者	該当部分	再意見
専用線	KDDI株式会社	<p>専用線についても、コスト削減が需要の減少に迫っておらず、今後も接続料の上昇傾向が続くことが想定されます。プライスキップの対象からは外れているものの、依然としてユーザーが専用線に頼らざるを得ないエリアも存在しています。この一方で、実績原価方式では競争事業者からのコスト回収が確実になされるため、効率化のインセンティブが必ずしも十分に機能しない懸念があることから、NTT東・西において、需要減に応じたコスト削減インセンティブが働く仕組みを導入し、更なるコスト削減を図るべきと考えます。</p>	<p>KDDI殿の意見に賛同します。ドライカップやPSTNに係る接続料金について値下げの申請がされる中で、専用線については昨年に引き続き値上げとなっています。低速品目や高品質を求めるユーザは依然として専用線に頼らざるを得ない状況を踏まえると、コスト削減インセンティブが働く仕組みの導入や、耐用年数の見直しを含む算定方法の見直し等により、接続料金の上昇傾向に歯止めをかける必要があると考えます。</p>
回線管理運営費について	イー・アクセス株式会社 イー・モバイル株式会社	<p>本申請案の回線管理運営費については、NTT西殿のラインシェアリングを除き概ね昨年度よりも上昇しております。主な要因としてメタル回線数の需要減少にNTT東西殿のコスト効率化が対応出来ていないものと考えられます。</p> <p>従って、NTT東西殿に対して、各年度における回線管理運営費の水準が上昇しないように、コストコントロールを有効に機能させる施策の導入を検討する必要があるものと考えます。</p>	<p>イー・アクセス殿、イー・モバイル殿の意見に賛同します。回線管理運営費の各費用項目について削減目標等を決めるなどの需要削減に沿ったコスト削減を図るべきと考えます。</p>

項目	意見提出者	該当部分	再意見
システム更改の実施について	イー・アクセス株式会社 イー・モバイル株式会社	<p>これらシステム更改については、NTT東西殿におけるハードウェアの保守期限満了に伴うものと理解しておりますが、現在DSLが純減傾向にある中で各種システム更改が頻発して当該コストが接続料金に反映されることは、DSL事業者にとって大きな負担を強いることになると考えます。</p> <p>従って、NTT東西殿においてシステム更改を実施される際は、例えばシステムの更改範囲を保守期限が到来するハードウェアに絞り込む等、市場情勢を考慮の上コスト低廉化、最適化を図って頂く必要があると考えます。</p>	<p>イー・アクセス殿、イー・モバイル殿の意見に賛同します。システム更改費用が接続料に算入されることから、システム更改を行う場合には、NTT 東西殿の利用部門においてもシステムを利用することや他のシステムとの共用化を図ること等により、コストの低減化を行うとともに、システム更改の費用について、接続事業者がその費用の妥当性を検証できるような詳細な情報を開示すべきと考えます。</p> <p>また、接続料の急激な上昇を招かないようコスト算入期間等の見直しをおこなうなどの措置が必要と考えます。</p>
	イー・アクセス株式会社 イー・モバイル株式会社	<p>メタル回線利用者の減少に伴うドライカッパ接続料金や回線管理運営費等の上昇傾向が懸念される中で、システム更改等に伴うコストを単年度の原価に算入することは接続料金の急激な上昇を招くことにつながり、その結果接続事業者に経営上の負担を与え、利用者の利便性を低下させることになりかねません。</p> <p>従って、NTT東西殿においては、今後も各種システム更改が実施される予定であることも考慮し、システム更改等の一時的に発生するコストの算入期間を複数年度とする等、上昇を抑制する措置が必要と考えます。</p>	

項目	意見提出者	該当部分	再意見
優先接続受付手数料	フュージョン・コミュニケーションズ株式会社	<p>優先接続受付手数料は、以下の計算手順により算出されます。</p> <p>①事業者間精算対象額＝全体費用(②設備管理運営費＋他人資本費用＋自己資本費用＋利益対応税)－(③事業者識別番号等変更料(利用者負担分))</p> <p>②設備管理運営費は、全体費用のうち約99.7%を占めます。</p> <p>④1区分当たりの手续费＝①事業者間精算対象額÷⑤登録受付区分数</p> <p>この手数料算定の根拠となる⑤登録受付区分数等は四半期毎に開示されていますが、②設備管理運営費(全体費用)として内訳がありません。</p> <p>昨年度のパブリックコメントでは、弊社は②設備管理運営費には登録受付区分数見合いで変動するコストとそれ以外の固定費相当のコストが存在するものと想定し、その内訳の開示がされることで同手数料の適正性が確認できるものであると意見しましたが、単一費用のため内訳を開示できる事情にないとの見解でした。</p> <p>この優先接続受付手数料はタイムラグ精算の対象であるため、コスト削減努力の有無とは関係なく、要回収額を確実に回収できます。費用内訳が開示され、登録受付区分数の減少以上に変動費相当コストの減少を定量的に確認できてこそ、NTT東西殿のコスト削減努</p>	<p>フュージョン・コミュニケーションズ殿意見に賛同いたします。</p> <p>優先接続受付手数料については、設備管理運営費以上に登録受付区分数の減少幅が大きいため、上昇傾向となっています。</p> <p>今後もアナログ電話サービス回線減少とともに登録受付区分数も大幅減少が見込まれるため、設備管理運営費の更なる削減を実施しなければ当該手数料の上昇傾向が継続すると考えられます。よって、設備管理運営費削減のため当該費用の内訳開示による適正性の確認を実施する他、アナログ電話サービスの縮小に伴い、上昇傾向が継続する手数料については、算定の在り方を早急に検討すべきと考えます。</p>

項目	意見提出者	該当部分	再意見
		<p>力を評価すべきものと考えます。</p> <p>マイライン提供事業者にとっては同手続費の料金水準が経営に与える影響は多大であることをご配慮の上、変動幅が大きく予見し難い同手続費の適正性についてご検討頂くことを要望します。</p> <p>また将来に渡っては、更なるアナログ電話市場の縮減に伴い、同手続費の上昇が続くことが想定されます。</p> <p>昨年度答申に示す接続料のみならず同手続費に関しても、算定の在り方をご検討いただきたいと存じます。</p>	

以上